

## 大賞候補者の推薦に関する申し合わせ

2014年9月18日 環境工学本委員会 決定

2015年11月19日 環境工学本委員会 改正決 イ)

### 1. 方針

- ・ 推薦する候補者を環境工学本委員会における委員の投票により選考する。イ)
- ・ 投票により前年と同じ候補者が選考された場合、原則として3年まで連続して候補者として推薦できる。イ)
- ・ 候補者が複数に至らない場合は、これに限らない。

### 2. 投票権(選挙権) イ)

- ・ この選挙において、投票権を有する者は、委員長、運営委員会主査、本委員会選出委員、支部選出委員とし、代理出席者へ投票権は与えない。イ)
- ・ 欠席した投票権者に対して、第1回目投票における不在者投票を行う。
- ・ 第1回目投票により決しない場合、第2回目以降の投票は出席している投票権者により行う。イ)

### 3. 投票

- ・ 1回目の投票で、過半数を得たものがいなかった場合、上位3名をもって2回目の投票を行う。第3位が複数いた場合、それを含める。
- ・ 2回目の投票で、過半数を得たものがいなかった場合、上位2名をもって決選投票を行う。第2位が複数いた場合、それを含める。
- ・ 決選投票で、過半数を得たものがいなかった場合、委員長に一任する。

以上